

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	七宗町

七宗町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 七宗町役場ふるさと振興課
所 在 地 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3
電 話 番 号 0574-48-1101
F A X 番 号 0574-48-2239
メールアドレス furusatonourin@town.hichiso.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、ヌートリア、アライグマ、カモシカ、タヌキ、サギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	七宗町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲・野菜(白菜・トウモロコシ・タケノコ等)・いも類(サツマイモ・里芋等)・豆類(大豆)、ヒノキ	172万円	1.3ha
ニホンジカ		77万円	0.5ha
ニホンザル		55万円	0.4ha
カモシカ		0万円	0ha
ハクビシン	野菜(トウモロコシ・トマト等)・いも類(サツマイモ・里芋等)・豆類(大豆)	4万円	0.1ha
カラス	豆類(大豆)・野菜(トウモロコシ)	19万円	—ha
カワウ	コイ、アユ	0万円	—ha
ヌートリア	水稲、野菜、芋	2万円	0ha
アライグマ	野菜(白菜、トウモロコシ・トマト等)	0万円	0ha
タヌキ	野菜(スイカ・とうもろこし)・果樹	3万円	0.2ha
サギ	水稲等	0.2万円	—ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

七宗町は、中山間地域であり加害個体による農作物への被害が町全域に及び、その被害は年々増加傾向にあり農家の生産意欲の低下が懸念されている。毎年、銃器・わなにより被害防止捕獲を実施しているが、被害区域が広範囲になるため、農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。さらに、近年は、ニホンジカ、ニホンザル、カワウや特定外来生物が増え、住民から積極的な捕獲を求める声が上がっている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害面積）	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	172万円	1.3ha	160万円	1.0ha
ニホンジカ	77万円	0.5ha	70万円	0.4ha
ニホンザル	55万円	0.4ha	50万円	0.3ha
カモシカ	0万円	0ha	0万円	0ha
ハクビシン	4万円	0.1ha	3万円	0.1ha
カラス	19万円	—ha	15万円	—ha
カワウ	0万円	—ha	0万円	—ha
ヌートリア	2万円	0ha	1万円	0ha
アライグマ	0万円	0ha	0万円	0ha
タヌキ	3万円	0.2ha	1万円	0.1ha
サギ	0.2万円	—ha	0万円	—ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害防止捕獲制度による捕獲を町内猟友会が組織する実施隊に依頼。捕獲個体の処理については、適正な方法で、埋設・焼却処分をしている。	猟友会員の高齢化に伴い成果が上がりにくくなってきている。また被害作物に対する加害個体の特定も難しく、被害の低減に直結していない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業を活用し、電気柵を始め、各種防護柵等を設置することにより水稲、野菜等への被害防止対策を行ってきた。又、地域ぐるみの防護柵設置については、国の鳥獣被害防止総合対策事業を取り入れ、地域ぐるみの取組を支援している。	防護柵の設置場所が広範囲となり、資材の購入費が高価になるため、必要最小限の設置となり、未設置の圃場へと加害個体が移動し、新たな被害を引き起こしている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、研修会の開催、緩衝帯の設置、防除施設を協同で設置するなどして、被害防止対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町が農業者から被害報告を受け、状況確認を行った後、七宗町鳥獣被害対策実施隊に捕獲を依頼する。また、大型獣類の駆除に必要なライフル銃を使用して捕獲することができる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・ハクビシン・カラス・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

主な加害個体の捕獲実績は、対象鳥獣によりばらつきはあるものの、近年被害が増加傾向にあると推測される。従って、引き続き積極的な捕獲を行う必要がある。

尚、ニホンジカ、ニホンザル、カワウなどの被害が近年多数報告され、現在は侵入防止対策のみのため、今後個体数の増加を危惧している。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カモシカ	2頭	2頭	2頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	35羽	35羽	35羽
ヌートリア	10頭	10頭	10頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
サギ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ハクビシン、カラス、カワウ、ヌートリア、アライグマ、タヌキ、サギの捕獲を実施隊の協力のもと積極的に進めていく。さらに、猟友会の協力のもとに、分布の把握、効果的な捕獲体制の確立を図っていく。捕獲手段は、銃器及びわなで実施する。

予定時期は、原則として、愛鳥週間と狩猟期間及びその前後各15日間を除く期間とする。

捕獲予定場所については、町内全域で行うものとする。

現在行っている実施隊による銃器及びわなを使った被害防止捕獲を引き続き実施し、捕獲に取り組む。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣類捕獲に関しては、捕獲率の向上のため、長距離の狙撃ができるライフル銃による捕獲が有効であり、春の田植時・秋の収穫時などに発生する農林業被害箇所付近での巻き狩り等による駆除に用いるものとする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
七宗町	現状の通りとする

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証	加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証	加害個体の分布や被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証
ニホンジカ			
ニホンザル			
カモシカ			
ハクビシン			
カラス			
カワウ			
ヌートリア			
アライグマ			
タヌキ			
サギ			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・ハクビシン・カラス・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和6年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・ハクビシン・カラス・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。
令和7年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カモシカ・ハクビシン・カラス・ヌートリア・アライグマ・カワウ・タヌキ・サギ	七宗町鳥獣被害対策実施隊と連携して、銃器及びわなにより捕獲を行う。加害個体の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する。捕獲技術講習会に参加を促し捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟免許の新規取得の啓発と促進に努める。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

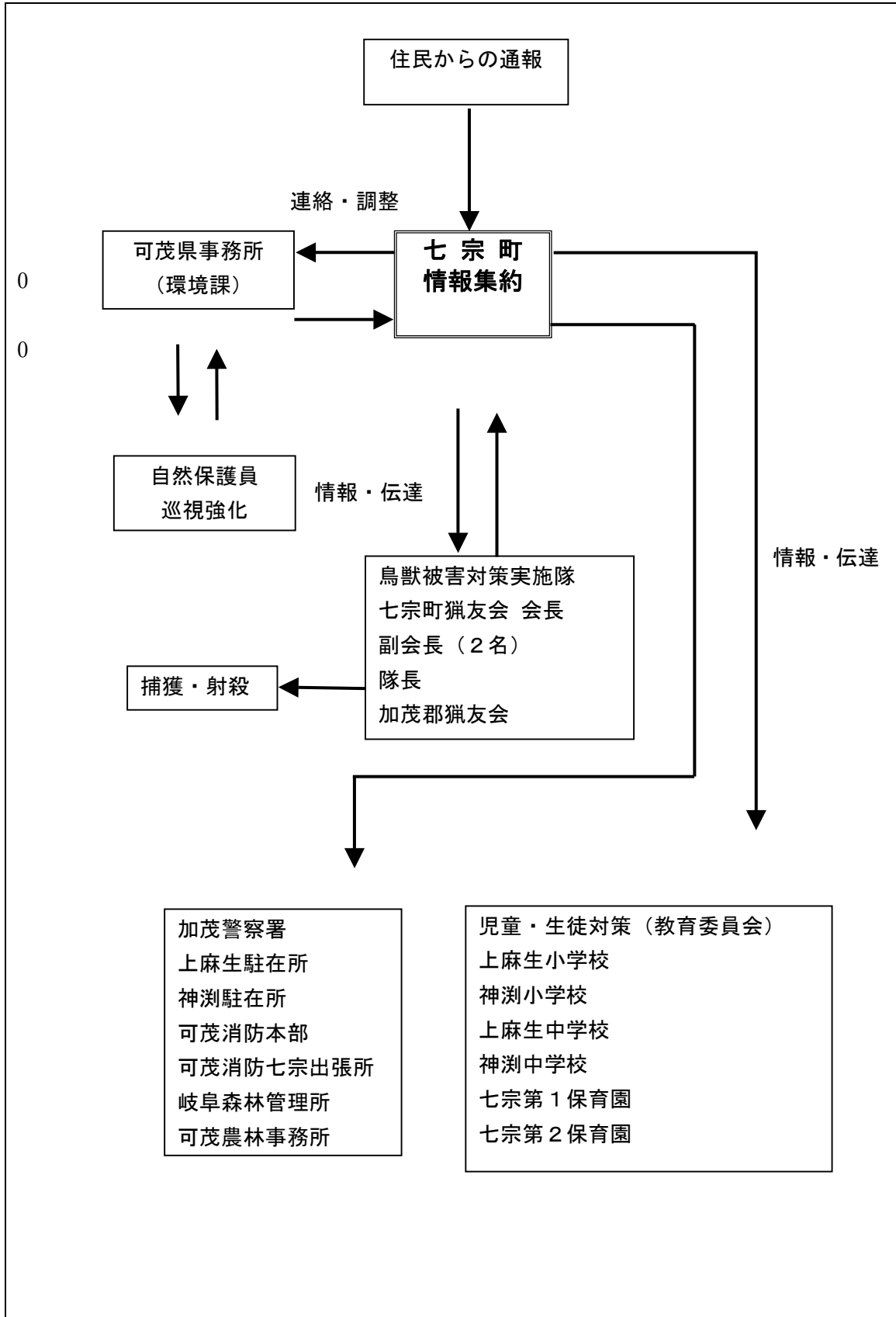
関係機関等の名称	役割
岐阜県	町より受けた情報により、町に対し助言を行う。又、関係機関に情報伝達を行う。
加茂警察署	町から受けた情報を基に、連絡・調整を行う。
七宗町	情報を収集し、防災無線等により、住民に周知を行う又、同時に収集した情報を警察署及び上級機関に伝達する。
鳥獣被害対策実施隊	七宗町から依頼を受け、敏速に行動ができるように、体制を作っておく。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、捕獲後速やかに、処理施設での焼却処分又は埋設処分を行うものとする。
又、学術研究により検体の提供を受けた場合は、協力する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲獣類等は、ペットフード等の利活用に向けて検討を開始する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七宗町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
七宗町	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営・各機関の連絡調整
七宗町猟友会・実施隊員	加害個体に対する専門知識、捕獲体制に対する助言
可茂森林組合	農林産物の被害状況を把握し協議会で捕獲手段の検討
めぐみの農業協同組合	被害状況の把握と営農指導、情報提供
岐阜県農業共済組合	被害状況の把握、情報提供
可茂農林事務所	加害個体の習性等に対する専門知識、捕獲に対する助言
岐阜森林管理署	被害状況の把握、情報提供
農業者の団体	被害状況の把握、情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂県事務所（環境課）	加害個体の捕獲に関する助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が

あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成25年4月1日
構成員	七宗町猟友会
構成人数	37名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特記事項無

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や農業協同組合、農業共済組合等との連絡を密にして被害状況を的確に把握するとともに、防除と捕獲の両面から対策を図る。
--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。